

# 山口大学管弦楽団の会規約

平成20年4月1日 制定

平成21年7月、平成27年8月 改定

## 第1条(名称)

本会は、山口大学管弦楽団の会と称する。

## 第2条(所在)

本会の所在は、山口県山口市吉田1677-1山口大学管弦楽団内に置く。

2 本会の連絡先は、山口大学学務部学生支援課内山口大学管弦楽団とする。

## 第3条(目的)

本会は、会員間の交流を通じ山口大学管弦楽団および山口大学医・工学部管弦楽団の演奏活動およびその他の活動への支援を目的とする。

## 第4条(活動)

本会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ア 会員間の交流を活性化するための活動
- イ 山口大学管弦楽団の活動に対する支援
- ウ その他この会の目的達成に必要な活動

## 第5条(会員)

本会は山口大学管弦楽団卒業生および山口大学医・工学部管弦楽団卒業生を会員とする。

- 2 会員は、入会手続きを行い、事務局が承認した時点で会員たる資格を有する。
- 3 会員資格の有効期間は、入会年の会計年度が終了するまでとする。
- 4 会員は毎年度の会費を納入することにより会員資格を継続するものとする。

## 第6条(会員の区分)

第5条に規定する本会の会員を次に二種類に区分する。

- ア A会員 総会における議決権を有する会員
- イ B会員 総会における議決権を持たない会員

2 A会員、B会員相互の変更は認める。ただし、同一年度内での変更は認めないものとする。

## 第7条(会員資格の喪失)

第5条に規定する会員が次の事項に該当した場合には会員資格を喪失するものとする。

- ア 会費の納入を怠った時。
- イ この会の名誉をき損し、またはこの会の設立に反する行為をした時。

## 第8条(会議・機関)

本会は運営のために次の会議および機関を置く。

- ア 総会
- イ 理事会
- ウ 事務局

## 第9条(役員)

本会には次の役員を置く。

- ア 会長 1名
- イ 副会長 1名
- ウ 理事 若干名
- エ 監事 2名

- 2 会長および副会長は役員相互の互選とする。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 理事には現役団員を総会の決議をもって充てることができるものとする。
- 5 理事は、事務局長1名を理事の互選により選出するものとする。
- 6 事務局長以外の理事は事務局を構成するものとする。

## 第10条(総会)

総会は本会の最高議決機関とする。

- 2 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は、会長が招集し、毎年会計年度が終了した日から起算して4ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、会長の招集または会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合に開催する。
- 5 総会は、会長がやむを得ないと判断した場合には、書面をもって開催し、議決を得ることができるものとする。

## 第11条(総会の決議事項)

総会においては、次の事項を審議し議決する。

- ア 前年度の活動報告
- イ 前年度の収支決算報告
- ウ 当該年度の活動計画
- エ 当該年度の収支予算
- オ 役員改選
- カ 規約の改正
- キ その他会員の総意が必要と役員が判断した事項

## 第12条(総会の定足数および議決)

総会はA会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の議案は出席者の2分の1以上の賛成または反対をもって議決される。賛否同数の場合は、議長が決する。

## 第13条(書面表決)

やむを得ない理由のために会議に出席できないA会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

きる。この場合において、第12条の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### 第14条(理事会)

理事会は本会の運営の主体とする。

- 2 理事会は、必要に応じ事務局長が招集する。
- 3 理事会は役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 理事会の議案は出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成または反対をもって議決される。  
賛否同数の場合は、議長が決する。

#### 第15条(理事会の決議事項)

理事会においては、次の事項を審議する。

- ア 総会提出議案
- イ その他本会の運営に関する事項

#### 第16条(事務局会議)

事務局は本会の事務執行の主体とする。

- 2 事務局会議は第14条の理事会をもって代えることができるものとする。
- 3 第15条に規定する決議事項以外は、第14条第3項および第4項の規定は適用しない。

#### 第17条(事務局の業務)

事務局は次の業務を行う。

- ア 総会および理事会で決議された事項の実施
- イ 会費の徴収
- ウ 本会を運営するための会計事務
- エ その他本会を運営するために必要な業務

#### 第18条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日を期首とし、翌年3月31日を期末とする。

#### 第19条(会計)

本会の資産は次のものをもって構成する。

- ア 会費
- イ 寄付金
- ウ その他

2 本会の収支に関するものは事務局長の承認をもって事務局会計担当者がこれを管理し執行する。

3 本会の収支は毎年度総会に報告し、承認を得るものとする。

#### 第20条(会費等の不返還)

第19条に規定する会費等本会が収入したものは返還しない。

#### 第21条(その他)

本規約に定める事項以外は、必要に応じ理事会の決議をもって行い、会員に通知する。

(附則)

この会則は平成20年4月1日より施行する。